

障障発0810第1号
障精発0810第1号
平成28年8月10日

都道府県
各指定都市
中核市
特別区
障害保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長
精神・障害保健課長
(公印省略)

津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について

今般、神奈川県相模原市の障害者支援施設津久井やまゆり園で大変痛ましい事件が発生しました。神奈川県及び相模原市では、当該施設の利用者、その家族及び職員等に対する相談支援の実施などが行われています(別添参照)。

一方で、今回の事件では、当該施設の関係者のみならず、報道等を通じて事件に接した障害者、障害福祉サービスの利用者をはじめ、家族及び職員等が不安な気持ちになることが考えられます。

つきましては、下記の事項に留意の上、心のケアの充実について万全を期されるようお願いいたします。

記

1. 貴管内において、報道等を通じて事件に接した障害者本人及びその家族等に対して、求めに応じて心のケアの提供を行えるよう、地域の実情を踏まえ精神保健福祉センター及び保健所等において、適切な相談支援及び必要な情報提供等を行うこと。
2. 貴管内の障害福祉関係施設等から支援の要請があった際は、精神保健福祉センター及び保健所等を通じて、適切な相談支援及び技術的支援等を行うこと。
3. 円滑な心のケアの提供に資するよう、障害者支援施設、精神保健福祉センター、保健所、医療機関、ボランティア団体等との連携の強化を図ること。

掲載日：2016年7月29日

津久井やまゆり園の事件にかかるこころのケア及び 犯罪被害者等支援の対応について

平成28年7月29日

記者発表資料

1 こころのケアについて

津久井やまゆり園における事件においては、死傷者が多数出ており、本人、家族及び職員等が事件の凄惨な状況を目撃・経験する等により、こころに深い傷を負ったことに対するこころのケアが必要な状況となっています。

そこで県では、津久井やまゆり園と協力して、利用者、家族、当該施設職員等支援者に対して、こころのケアを行う体制を相模原市と連携して整えます。

利用者（本人）への支援

- ・ 本人、本人の家族や支援者を通じて、相談支援を実施する。

利用者の家族への支援

- ・ 今後、関係機関等からの要請があれば、協力して対応する。（家族への対応に係る技術的助言）

支援者（施設職員等）への支援

- ・ 相談支援を実施した中で、必要に応じて地域の精神保健福祉機関（最寄りの保健所、医療機関等）への引継ぎを行う。

※ 津久井やまゆり園における、こころのケアのニーズを把握した上で、相談支援を実施します。

(参考)

相模原市こころのケア電話相談<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/034251.html>

神奈川県精神保健福祉センターこころの電話相談

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f211/p3241.html>

2 犯罪被害者等支援について

かながわ犯罪被害者サポートステーション（県、県警察、特定NPO法人神奈川被害者支援センターが連携して運営）において、被害者の家族や遺族への法律相談などの緊急支援を実施します。

(問い合わせ先)

1 こころのケアについて

神奈川県保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課

課長 佐々木 電話 045-210-4772

副課長 小泉 電話 045-210-4799

ファクシミリ 045-210-8860

2 犯罪被害者支援について

神奈川県安全防災局安全防災部

犯罪被害者支援担当課長 長野 電話 045-210-3570

ファクシミリ 045-210-8953